

あるから之を輕視することは出來ぬ。

化石動物の學名と國際動物學命名規則

槇 山 次 郎

今日我國に於て現生動植物には和名があつて通例の用途特に地理學者等にては歐文論說にあらざる限りわざわざ學名を持ち出す必要もまた敢てなすべざらぬ人もないのであるが化石にはほとんど和名といふものがない。従つて専門家ならぬ他方面の地學者にしても其報文に化石名を列記する場合には學名をそのまま用ひねばならないのである。或化石學者はかうした引用學名に誤字誤名の甚多きを遺憾として寧ろ無之にしかずとまで極論をされたのであるが單に自己の報文に色彩を加ふとかいふ目的でない限り地學上化石の出土紹介は何と曰つても必要である。ただ吾人の深く残念とする處の事は時に學名に就て充分の理解を有せぬ場合である。概して化石名は地質學者地理學者が自身で同定したものでなくて引用が主であつたり化石家に鑑定を依頼された結果である。またかうした場合化石同定者にして誤定は別として命名の一致せぬものがあり局外者にては屢々不審を抱かしむるやうな事が多くあつた。小生は主として現世に近き時代の化石を取り扱つてをるので以前より現棲動物の學名と歩調を合して國際動物學命名規則に能ふだけ應ずるに勉め來つたのであるが

中には彼奴は新しがりやて無暗と先輩にたてついで見たいが故に奇拔な名を引張りだしてゐるんだといふやうな考へを有しておゐた方もなくはないと思はれる。此國際規則は今日動物學者の間に之に従はぬ人もあるが漸次之に従ふを是とする方の傾向が強くなつて來た。特に分類學者の立場としては紛きう錯雜せる學名の解決と無用の爭論を避くるには之に従ふ他はないといふことになつてゐる。化石動物はただ過去の動物で同種の現存せるものさへ多々あり、我は古生物學者にて動物學者にあらずと固立の必要はなくむしろ害が多い。今日歐米の化石動物學者の多くは漸次規約に従へる學名の採用に傾き來つた。片意地から自己の推用したる學名を變改するに心良しとせざる老大家にして獨佛に残存せるものは勿論ある。文献不足なる我國には往々にして外國の大家の用ひたる學名を其まゝ引用するが如き場合も少くはなかつた。此ために時に同屬同種に二の異名を與へた様な滑稽もあつたのである。命名はすでに讀者熟知の事であるが人の姓名の如く屬名と種名とを與へ此の原命名者の名を附記するものである。屬とは何ぞや種とは何ぞやといふが如き困難なる問題はしばらく出さずにあづかつて頂き國際規則の適用と其解釋に就てしばらく小生の記す所に目を通し給ふを得ば幸である。此規則書はしばらく絶版であつたがワシントン生物學會報に一九二六に再録されたので之によつて左に要譯を物することにする。

第一條 動物命名は植物命名とは無關係である。植物名に採用された同名が動物中にあつても差支へない。しかしながらある生物にして植物界より動物界に移入された場合には植物であつた時のまゝの格式で動物名として受けられる。

解 植物にある *Ficus* は貝類にもあるが其故に別名を製造せず動物界は動物界として *Ficus* を用ふる事が許される。しかしながら今後新しい屬名を興ふる場合には植物にある名は除く事を要求される。もし命名者が全然不知して植物名を動物名に用ひても其故に其名が亡ぶる事はなく失敗として残るのみである。次に例へば石灰藻と思はれたものが蘇虫類であつた様な場合に其植物とし與へられた名は其まゝ動物名として使用されるがもし之と同名の他の動物が古くよりあれば新しい別名が撰定される。

第二條 屬を表現する學術名は一名、種の場合は二連名、亞種の場合は三連名である。

解 屬或は亞屬を表現せんとせば唯一の名例へば *Pecten* とか *Amussiopecten* とかである。種ならば二連名で *Pecten laetus* と現し亞種ならば三連名で *Elephas namadicus naumanni* と現はれる。

第三條 動物の學名はラテン語又はラテン語化された語でなければならぬ。

解 なるべくラテン語を用ひねばならないが人名地名をラテン語化して用ひたり古語にない新語をラテン語と見なしたりして用ふ。

第四條 科の名は其科の模式屬の名の語幹に *-idae* を附し亞科は *-inae* を附す。

第五條 科名は模式屬の名が變改された時は變改する。

解 小生はアイヤデル氏の説に依り *Tornatina* を *Reusa* と別と難しとて、*Tornatinidae* を *Reusidae* と改めた事がある。

第六條 屬名と亞屬名とは同様の收扱を規則上受ける。即ち命名上は屬も亞屬も等値である。

第七條 屬と認められたものが亞屬と改められる時屬名はそのまゝ亞屬名となる。此反對に亞屬が屬になる場合も同様。

解 例へば *Elephas* の亞屬 *Loxodon* を一段上げて屬とする場合 *Loxodon* は其まゝ屬名となる。
第八條 屬名は一單語でなければならぬ。頭字は花文字を使用し語は文法上主格單數の實名詞の形に使用せらる。例 *Canis*, *Porca*。

第九條 屬が幾何かの亞屬に分たれる場合には模式的の亞屬は屬と同名であらねばならぬ。

解 例へば *Pecten* をいふ屬が *Chlamys*, *Patinopecten*, *Plagiopecten*, *Amussiopecten*, *Voia* 等々數亞屬に分たれるとすれば其内一の模式亞屬は *Pecten* でなければならぬ。之は後條にある理由により *Voia* であつて従つて *Voia* をいふ名は用ひ能はぬ。

第十條 亞屬名を記入して種名を發表せんとするときは屬名と種名の間括弧にはさんで置く。
解 例へば *Pecten*(*Amussiopecten*) *praesignis* を書く。

第十一條 種名と亞種名は同じ規則に従ふ、換言せば命名上は同値である。

第十二條 種が亞種となる時は其種名をそのまゝ亞種名として用ふる。反對の場合も同様。
解 例へば種 *castellata* が亞種となれば *Satowi castellata* の形に書く。

第十三條 種名の名詞が人名から出たものならば花文字の頭字を用ふるも可であるが他の總ての種名は小文字で初める。

解 *Glycymeris Nakamurai* 及び *G.nakamurai* 及び *G.yessoensis* 及び *Yessoensis* を書く。

べからず。

第十四條 種名は次の如し。

(a) 形容詞ならば文法上屬名と一致せなければならぬ。

(b) 名詞ならば主格で屬名と同格なること。

(c) 名詞にして屬格の形になす事。

もし種名が何人かの題寄なるときは語尾をラテン化してラテン文法に従ふこと。此場合男ならば *i* 女ならば *ae* を用ふ。

解 希望としては種名は短いラテン語の形容詞であつてほしい。しかしラテン化したギリシア語及び他の蠻語も用ひて差支へない。模式的の種に *typicus* の名を用ひぬ様にしてほしいといふ事が提出されてある。形容詞の文法上の一致といふのは男性の屬名は男性の形といふ風にする。 *Elephas maximus*, *Macoma nasuta* の如し。名詞の例は *Felis leo* の如く人名の例は *nakamurai* しかし昔の人なら *alisticus* 女なら *elisabethae* 此等は又屬格の名詞でもある。或書物に屬名はラテン、種名はギリシヤとあるが必ずしもさうでなくてよいので時には日本語さえも用ひられる *Homogonari* などにはあまり感心したのではない。有名な動物の屬名を人間化して用ひた例もある *Hogontherii* の如し、古典にこだわらすぎた學者には此規則によらず勝手な熱を吹き他の悪評さえするところあり。

第十五條 複合せる固有名詞又は比較を表す複合せる語は第二條に充たらず、但し此場合は一続き

に綴るか或はハイフンをはらむを要する。

解 例へば Sanctae-Catharinae を Sanctacatharinae と書するも可。又 cor-angulum (corangulum も可)となる。然しながら rudis planusque の如きは不可。

第十六條 地理上の名は屬格の名詞として與へらるるか形容詞の形にするかである。

解 例へば burdigalensis にか Sanctae-helenae である。

第十七條 亞種名を書かんとならば種名の後にならばよければよろし。

解 Elephas namadicus naumanni の如くである。E. namadicus, naumanni にか E. namadicus (naumanni)等々はしない。

第十八條 雜種は種々の方法で現す。×の記で一列に又は分數の形になす。

第十九條 原著の綴りが明に寫字の際印刷の際の誤でなければ保持される。

解 最初に與へた人の綴りが何時までも用ひられるので、例へば sinensis があるを chinensis としたり Genota を Genotia としたりするを許さない。

第二十條 アルファベット(ローマ字)を用ふる國語から出た名はその國ぶりの綴りにマークを附してあつても保持する。

解 *szizeki* や *Krygeria* などは其まゝ使用され變改を許さぬ。ドイツ人地名のウムラウトを勝手にはづしてまで極端にラテン化した例があるが許されてをらないのである。(以下次號)